

千葉県防災会議男女共同参画の視点を取り入れる部会（第4回）議事録

- 1 開催日時 平成26年8月18日（月）14：00～16：00
- 2 開催場所 千葉中央コミュニティセンター8階「千鳥」
- 3 出席者
[委員] 7名 山下部会長、種池委員、玉井委員、深味委員、
浅野委員、青島委員、宍倉委員
[事務局] 石川危機管理監
危機管理課：石井課長補佐、岸本主査、沢畑主事
防災対策課：飯田課長、江沢主事
- 4 傍聴者 2名
- 5 議題
(1) 避難所の開設・運営について
(2) 防災会議への報告書について
- 6 会議経過

【危機管理監】 ただいまより、千葉県防災会議第4回男女共同参画の視点を取り入れる部会を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、お暑い中、また、お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

前回に引き続きまして、本部会の進行を務めさせていただきます危機管理監の石川と申します。どうぞよろしくお願いたします。

本日は澤田委員、杉本委員より欠席のご連絡をいただいておりますので、出席委員7名の皆様でのご議論をお願いしたいと思います。

続きまして、本日お配りしている会議資料の確認でございます。

お手元にあるかと思いますが、まずは、次第です。その裏に本日の出席者名簿、次に本日の席次表となります。更に資料1として「地域による避難所開設・運営の手引き第Ⅰ部 第Ⅱ部（修正案）」、資料2として「地域による避難所開設・運営の手引き第Ⅲ部【別冊】（修正案）（避難所開設・運営マニュアル（作成例）」でございます。

それから、資料3でございますが「地域による避難所開設・運営の手引き修正案【新旧対照表】」、資料4として「男女共同参画の視点を取り入れる部会検討報告書（案）」でございます。

最後に参考資料として「第3回部会意見概要」でございます。

不足がございましたら事務局までお申し出いただければと思います。

なお、本日の会議でございますが、千葉県情報公開条例により公開することが原則になっております。また、議事録につきましても公開させていただくことになっておりますので、予めご了承をいただきたいと存じます。

よろしいでしょうか。

議事の進行につきましては、本部会の設置運営要綱第4条の規定によりまして、部会長が議長となることになっておりますので、これからの議事進行は山下部会長にお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【山下部会長】 それでは、委員の皆様にはどうぞご活発な意見をお願いいたします。まずは、事務局から本日の議題について説明願います。

【危機管理課課長補佐】 危機管理課課長補佐の石井と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

本日、危機管理課長が欠席により、私の方から議題の説明をさせていただきます。

まず、本日の議題ですが、2つございまして、それぞれ45分程度でご議論をいただきたいと思っております。時間的には15時から議題2の方に入れればと思っております。

議題1につきましては、本部会で主にご議論いただいている避難所の開設・運営について、委員の皆様からいただいたご意見等を基に事務局の方で「地域による避難所の開設・運営の手引き」の見直し案を作成いたしましたので、案に対してご議論をいただきたいと思っております。

次の議題2ですが、防災会議への報告書につきまして、第1回から第3回までにいただいたご意見を事務局で取りまとめ作成した報告書の案に対してご議論をいただきたいと思っております。

以上でございます。

【山下部会長】 ありがとうございます。

それでは、議題1の避難所の開設・運営について、事務局から説明願います。

【防災対策課長】 それではご説明させていただきます。

ご覧いただく資料が多岐に渡りますので、最初に資料の見方を説明させていただきます。

資料3として「地域による避難所開設・運営の手引き修正案【新旧対照表】」がお手元にあるかと思っておりますが、それをご覧ください。

左の項目から順番に「意見概要・修正理由・手引き該当頁・修正前・修正

後（案）」という形と、一番右に「報告書（案）該当箇所」という形で項目立てをしています。

一番右の「報告書（案）該当箇所」につきましては、議題2の方でご議論いただき、資料4の「男女共同参画の視点を取り入れる部会検討報告書（案）」の項目のどこに合致しているか、というようにご覧いただければと思います。報告書の内容につきましては、議題2の方でご議論いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料1「地域による避難所開設・運営の手引き第I部 第II部（修正案）」を1枚めくって下さい。

1ページは「はじめに」というページでございます。

資料の見方についてですが、黄色い網掛けの部分が従前の手引きから修正をした部分になり、その中の赤字の部分が追記あるいは修正した部分というようにご覧いただければと思います。

まず、この部分を読ませさせていただきます。

「避難所は、被災者の住宅に危険が予想される場合や住宅が損壊した場合など、生活の場が失われた場合に、一時的な生活の本拠地として宿泊滞在するための施設であるとともに、在宅避難をしている避難者にとっても物資・情報といった支援の拠点となります。」ということで、この部分を追記しております。

ここで、資料3に戻っていただき、裏面になりますが「意見概要」の一番下の「在宅避難者が進められるよう、対応・支援体制を構築すること。」、右側の「修正理由」の「<はじめに>の部分 避難所を在宅避難者への支援の拠点としての役割も位置付けることも、はじめにでふれておくほうが良いと思います。」というご意見を踏まえ、更にその右側「手引きの該当頁」の「手引きI・II P1行3～」という部分が、先ほど私が読ませていただいた部分に該当します。次の「修正前」につきましては、記載がありませんので「追記」とし、「修正後（案）」に私が読ませていただいた文章が書かれています。

なお、一番右側の「報告書（案）該当箇所」の「ウ（ウ）」については、報告書（案）の該当箇所と連動しています。

このように、資料3をご覧いただければと思います。

それでは、資料1をめくっていただいて、3ページをご覧ください。

3ページの「2 避難所開設・運営の概要と役割」に黄色い網掛けの部分があるかと思います。

「開設や運営へ支障をきたすことから」という部分を、今一步踏み込んだ表現というご指摘がございましたので、「困難になることから」という言葉の表現にしたところでございます。

同ページの下、「地域住民」と囲っているところに記載がある「その際には、女性、障害のある方（災害時要配慮者の方）PTA等も避難所運営委員会へ参加してもらい、多様な意見を取り入れることのできる体制を作ります。」

という部分ですが、「多様な方々を入れるという表現にした方が良い」というご意見を踏まえて、こちらの方に追記しております。

続いて4ページをご覧ください。

中段にある※部分ですが、「※被災の状況や避難の長期化等の状況の変化に応じて必要な班や役割が出てくるので、女性や災害時要配慮者の方の意見も取り入れ、柔軟に運営体制を変えることも必要です」ということで、注意書きを記載しております。

続いて5ページをご覧ください。

3の(2)討議事項のところにある※部分ですが、「運営委員会の委員には、女性や災害時要配慮者(高齢者、障害者等)、PTA及びアレルギーのある方を加える等、多様な意見が反映できる体制を作ります。」ということで、黒い文字が今までの内容で、赤い文字が追記・修正したものでございます。また、「配慮」という部分を「体制を作る」という少し厳しい言葉に修正しております。

その下の(4)留意事項「①女性や災害時要配慮者の方については、独自のニーズや問題がある一方、それらがあまり反映されない場合が多くあります。スムーズな運営を行うためにも、多様な意見を取り入れることが必要です。」ということを追記しております。

更に「④災害時には、一般の避難者の方にも役割を振り、皆で協力し支えあいながら避難所を運営します。一部の委員に負担が集中したり、性別により偏りが出ないようにします。(女性だけが炊き出しや掃除を行う・男性だけが物資の配給を担当する等はいけません)」ということを追記しております。

続いて6ページをご覧ください。

「避難生活期」と囲っている部分ですが、今までは「2～3か月」という記載でございましたが、「短い期間の方が良い」というご意見を踏まえて「3～4週間」と修正しております。内容を読ませていただきますと「避難所での生活期です。混乱がある程度落ち着き、避難所の生活に慣れるに従い、水や食料といった備蓄物資関係(粉ミルクや生理用品等生活必需品含む)、トイレ(適切な数の配置・清掃・汚物の保管と処理等)、風呂、ゴミ処理などの衛生関係、プライバシーの問題、健康管理など避難者から多くの要望や問題が寄せられることが予想されます。避難者の代表を含めた会議により解決ないし対応方針を決定し、避難所ルールを掲示するなど、情報が全員に行き渡るよう配慮しましょう。また、在宅避難をしている人についても、状況を把握し、物資や情報提供の対応を取ります。」と修正しております。

また、その下の四角で「安定・終息期」と囲っている部分ですが、「3～4週間以降」と修正しております。内容を読ませていただきますと「状況が安定し、在宅避難への移行・避難所の統廃合や仮設住宅の建設等により、避難所生活が終息に向かう時期です。学校も通常の授業を開始します(並存の

可能性もあります)。避難所から退所後の生活設計や、避難所内で形成されたコミュニティが無くなることによる問題が生じることに對しても配慮が必要です。」とより具体的な表現に修正しております。

その上のポイントでございますが「避難所の環境は想像以上に厳しく、ストレスやプライバシーの問題が発生します。そのため、自宅に損壊の危険等がなければ、帰宅を促しましょう。その時、在宅避難をすることができるよう、在宅避難をしている人たちが避難所で物資の配給を受けたり情報を入手することのできる体制を作ります。」

と追記しております。

一番下の囲い「住み慣れた自宅での避難（在宅避難）ができるように日頃の備えを！」ということで、「日頃の備え」をより具体的に追記しております。

続いて7ページをご覧ください。

中段の（2）討議事項の※部分ですが、「※運営委員会の委員には、女性や災害時要配慮者（高齢者、障害者等）、PTA 及びアレルギーのある方を加える等、多様な意見が反映できる体制を作ります」と追記しております。

続いて9ページをご覧ください。

避難所運営委員会の委員名簿の例でございますけれども、中段に「〇〇婦人会」、その下に「PTA 代表」、更にその下に「(障害のある方またはその関係者の方)」という形で例示をしております。

資料1につきましては、以上です。

続いて資料2「地域による避難所開設・運営の手引き第Ⅲ部【別冊】（修正案）（避難所開設・運営マニュアル（作成例）」についてご説明いたします。

まずは、3ページをご覧ください。

下の囲いですが、「補足というよりポイントの方が良いのではないか」というご意見を踏まえて「補足」から「ポイント」という言葉に修正しております。

続いて4ページをご覧ください。

チェック欄の一番上の「※女性や子ども、高齢者、障害者等の要配慮者に配慮した配置を行います。(更衣室や福祉避難室を定める等)」ということで、「開設当初から専用スペースを設けた方が良いのではないか」というご意見を踏まえて、このように修正しております。

また、その下の「また同時に、重傷者等、緊急の医療措置が必要と思われる傷病者の状況を把握します。」ということで、救護班の業務に追記しております。なお、「補足」「ポイント」につきましては、以下先ほどの説明のとおりとなりますので、よろしく願いいたします。

続いて5ページをご覧ください。

チェック欄の「緊急に必要とする物資等を把握し、本部へ報告します。」

ということで、物資班の役割について追記しております。これは在庫が無くなった場合に命や健康の問題に直結するということがございますので、追記しております。

続いて6ページをご覧ください。

ポイントの中の「会議の参加者は委員長、副委員長、各班長等に加え多様な意見が反映できるよう女性や障害のある方などにも参加をしてもらいます。」、その下の「当初決めた活動班だけでなく、被災状況や要望に応じて必要な班を編成しましょう。(子育て支援班、在宅避難者支援班等)」と追記しております。

続いて7ページをご覧ください。

「※要配慮者への情報伝達のポイント」として、「情報を伝達する際は、音声によるほか、掲示板等を用いた文字情報による伝達など、高齢者、聴覚障害や知的障害のある方等の災害時要配慮者に配慮して行います。」とありますが、「これは補足(ポイント)のところより、チェックリストのところに記載した方が良い」というご意見を踏まえて、本文の方に記載を移しております。その下の「外国籍の方がいる場合、掲示物はひらがな等平易な日本語にするよう心がけます。避難者の中に手話通訳者や通訳が可能な方がいる場合は、協力を仰ぎます。」と、更にその下の「防犯対策に関する啓発や定期的な巡回につき広報・周知します。」をそれぞれ追記しております。

次の8ページから9ページは、「補足」を「ポイント」と修正しております。

次の10ページは、ポイントの中について、資料1の5ページの部分を追記しております。

続いて12ページをご覧ください。

これは総務班の役割のところですが、安全対策について「特に女性や子供の安全対策について徹底し、トイレや個室の安全確保・暗がりなどを立ち入り禁止にする等に措置を取ります。(施設班と調整を行うこと)」と追記しております。

続いて13ページをご覧ください。

これは施設班の役割のところですが、避難所使用スペースについて「更衣や授乳等が可能なスペースを確保します。」、「物干し場を設置するときは、男女別に分けます。」、安全対策について「総務班と調整し、暗がりやトイレ等犯罪が起りそうな個所を立ち入り禁止にするなどの措置を取るようにします。」と追記しております。

続いて14ページをご覧ください。

トイレについてですが「また、男女別に分けるなど、配慮をします」ということで、女性に配慮した表現という形に修正しております。

続いて17ページは「留意事項」を「ポイント」に修正しております。

続いて18ページをご覧ください。

これは物資班の役割のところですが、物資の配給について「女性や子ども、要配慮者等への配給を配慮します。※女性や要配慮者へ物資の配布をする際には、専用の窓口を設ける等配慮をします。例：女性用物資（生理用品等）は、女性による配布体制を取ること。（保管場所の管理含む）」ということで、「女性用物資の配布について配慮した方が良い」というご意見を踏まえて、このように修正しております。

次に、在宅避難者への対応について「在宅避難者については、地域の町内自治会や民生委員、PTA等と協力し、必要物資やその数量をできる限り把握し、区災害対策本部へ要請します。物資を配布する際には、在宅避難者等の避難所以外の避難者へ配給する場所を別に設け、配給します。」ということで、「在宅避難者が進められるよう、対応・支援体制を構築した方が良い」というご意見を踏まえてこのように修正しております。

更に、その次のポイントの部分ですが、「荷下ろし作業は、避難者に協力を呼びかけ皆で協力して行いましょう。必要物資の調査をするときには、できる限り対象年齢を細分化して聞き取りを行う・男女別の集計表を作るなどニーズの違いに留意する必要があります。」と追記しております。

続いて21ページをご覧ください。

これは市担当職員の役割のところですが、災害時要配慮者支援窓口の設置について「避難所における災害時要配慮者の個別のニーズの把握及び意見の聞き取り」ということで、要配慮者の個別ニーズを把握することについて修正しております。

資料2につきましては、以上です。なお、資料1及び資料2については、委員の皆様からいただいたご意見を踏まえて修正したものでございます。

説明については以上です。

【山下部会長】 ありがとうございます。ただいま事務局より、地域による避難所開設・運営の手引きの修正案について説明がありましたので、委員の皆さんからのご意見を伺いたいと思います。ご質問でもご意見でも結構です。

【深味委員】 意見という程でもないのですが、避難所運営委員会の現状として、運営委員自体が、自分達が主役として避難所の開設・運営をやらざるをえないという段階まで到達していないところが多いのが問題となっています。資料1の3ページ「避難所開設・運営の概要と役割」の部分の(1)に「避難所の開設・運営は、市災害対策本部長又は区災害対策本部長が、災害の状況に応じて避難の勧告や指示を行うほか、避難所の設置場所を定め、開設を指示し、担当職員を派遣して開設・運営を担わせます。」と記載があります。

この部分が台風など予め災害が発生することが予想される場合としての前提であれば良いのですが、地震などの突発的な災害の場合ですと、この下

に書いてある「また」以下の部分が、地域の方で運営しましょうという2段階になっていると思います。

避難所運営委員会について、地域住民の方に説明している中で「市の職員の記載が上段には書いてあるけど、何で下段には書いていないのか。結局、市の職員は何をするのか」というような質問が結構多いところですよ。

そのような背景がありますので、個々の記載は「1・2」、「イ・ロ」などそういう分け方をして、事前に災害が分かるときはこう、突発的なときはこうだということで、突発的に発生する場合は、住民の方が主体となって自分達でやるんですよ、とはっきり書いた方が、地域住民の方にも分かりやすく良いと思います。

行政の方の課題でもありますが、実際に地域住民の方に説明をしている立場の意見として申し上げました。

【山下部会長】 ありがとうございます。他にご意見ございますか。

【種池委員】 市の避難所開設・運営の手引きは、絵に描いた餅となっており、文章とするとこのような記載となるのは仕方がないのですが、地域の方や市の職員の方は迷ってしまうと思います。また、市の職員の方も区のくらし安心室のような専門の方ではなく、地域に在住している職員ですので、中々判断ができないのが現状です。

ですので、先ほど深味委員が仰ったように、はっきりとさせて、「ここからここまでは地域でやること」というような形にはいかがでしょうか。

【浅野委員】 今の種池委員の意見に関連しますが、色々な内容が混在しているかと思います。

内閣府の「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針 解説・事例集」では、開設の時期と運営の時期を分けていて、開設の場面では、「施設の職員や市の職員が地域住民を保護しながら、避難所を立ち上げていく」、運営の場面では、「地域住民が主体的に担っていくようにしていきましょう」という書き方になっています。

そのため、地域住民の関わり方については、時期の区分があるということと、運営については、地域住民による主体性を活かさなければならないという部分、また、その一方で行政の責任についても、しっかり書いておく必要があります。

そうしますと、時期をどう分けるかということと、災害種類や発災時期によっては、開設のところから、かなり地域住民が主体的に担わなければならないという事実があること、また、運営についても、地域の方が主体とならざるをえないことを背景として示す必要があります。地域による運営の必要性については、「災害の規模が大きければ大きいほど職員の到着が遅れる」

や「避難所開設運営が困難になる」ということだけではなく、「災害時は被災者のニーズに対して、圧倒的に職員の数が足りないので、被災者の細かい要望をしっかりと行政に上げていこうと考え、地域が運営主体とならざるをえない」という背景を示す必要があります。その一方で市の職員は何もしなくても良いかということ、そのようなことはなく、地域住民の主体性を十分発揮されるように環境面でサポートするとともに、その方たちのニーズをしっかりと区の災害対策本部の方に上げることや調整すること。特に専門的な支援が必要な人についてのサポートをする責任があるということをもう少しイメージできるような書き方をする必要があります。

【青島委員】 資料1の4ページにある活動班の例の部分で、総務班の右側に総務班・名簿班・情報班・安全管理班と分かれています。どの総務班なのか少し分かりにくいので、例えば、「総務管理班」とするなどの方が分かりやすいと思いました。

それから、下の**【避難所レイアウト参考イメージ】**の図面について、避難所を運営するときに各町内自治会に分かれて、スペースを作ることになっていますが、外国人はどのスペースに入れるのがよろしいでしょうか。

私の考えですが、各町内自治会のスペースに入れるよりは、例えば「外国人専用スペース」などを設けてまとめてあげた方が、情報の伝達もしやすいのではないかと思います。

【深味委員】 先月、市内の小学校で運営委員会の方とレイアウトについて、話し合いをしました。

運営委員会の中では、外国人は体育館に入れることにしており、体育館の中にスペースを作って、外国人だけ別の教室という考えはしていません。

また、町内自治会に入っている方は、顔が分かっているということで、その町内自治会のスペースに入っただく、というような形で指導をしています。

【玉井委員】 私の地域は、「多分自宅で大丈夫だろう」という方が多くて、あまり率先して活動しておらず、避難所は決めているものの避難所運営委員会はまだ立ちあがりません。

また、自治会の役員は毎年交代しており、せっかく良くやってくれていても、なかなか継続した活動に結びつかないのが現状です。

【宍倉委員】 資料を確認したところ、あえて外しているのかは分かりませんが、意気込みだけでも「リーダーに女性を入れるよう配慮しましょう」というような文言を記載してほしいとお願いしていましたが、記載されていませんでした。

【深味委員】 女性でリーダーになっている方は結構います。

【宍倉委員】 それは良いことですが、逆にそういうことを増やしていくためにも、意気込みだけは書いてほしいとお願いしてきたところです。

書いていなくても女性が参画できていれば、過去の災害のようなことは起きていないわけです。やはり、女性の参画がまだまだ出来ていない地域もあるだろうということを踏まえて、発信するためにもあえて書いてみてはどうでしょうか。「意見を聞くように」ではなくて「配慮をする」というのを所々に書かれていることは良いと思います。

【浅野委員】 資料1の9ページ【様式-2】〇〇〇学校避難所運営委員会委員名簿(仮)」については、ずっと悩んでいて正解がないと思っています。

委員の方に女性がある程度増えてきているとは思いますが、委員長や副委員長に女性が入っている委員会はなかなかありません。また、幹事にもまだまだ女性が入りにくいと思います。

それと、「〇〇婦人会」という例を追加していますが、良いと思う一方で婦人会に入っていない人たちの意見はどうか、婦人会以外はみんな男でいいのか、ということになってしまうリスクがあります。

そのため、「〇〇婦人会」とは書かない方が良いかもしれません。書くのであれば、「少なくとも委員長・副委員長・幹事の男女比をこのぐらいにはしましょう」というような内容を書いた方が良いと思います。

また、例えばPTAの代表を幹事としても良いという考え方や、外国人居住者が多いところであれば、幹事かせめて委員には外国人の代表者を入れてもいいと思います。

後、過去にはボランティアの方が委員に入った事例があり、位置づけをしている自治体もあると聞いています。

更に「(障害のある方またはその関係者の方)」というところに当事者や家族の場合もあれば、福祉のボランティアの場合もありますので、このあたりの書き方を注記とするなど工夫する必要があると思います。

【山下部会長】 ここで一旦、話を整理したいと思います。

私は「地域による避難所開設・運営の手引き」の修正について、事務局に、実際に活動している避難所運営委員会の方などにヒアリングをしながら進めてください、「手引きやマニュアルを作成・修正することは、やればやるほど際限がなくなるので、かなり大変な作業になるだろう、そこも勘案して進めてみてはどうか」と、第2回の部会以降で申し上げていたかと思いません。

そのことはこれ以上本日は申し上げませんが、さて、今までのご意見を3

つに分けますと、1つ目が、避難所の開設・運営について、市が責任を持って行うことは前提としてわかるけれども、災害の程度によってその実際はわからないので、ここでいう行政の役割あるいは責任の範囲がどの程度で、また、「地域住民が主体になる」と手引きに書いてあることが強制ではないが、緊急時における地域住民の主体性を積極的に期待したいということだと思えます。

そのため、修正の際は、避難勧告・避難指示、避難場所・避難所への誘導、その後の開設や運営の各場面で、行政はどういう役割、責任そして支援を行うのか、その一連のことが市民に伝わるような文章にするとともに、市避難所担当職員の役割を分かりやすく書き、市職員が何をするのか、市民への理解を深めるよう作成いただきたいと思えます。

資料1の3ページ、市避難所担当職員の部分の記載で「避難所運営の取りまとめを行うとともに」という部分を、「(市担当職員は)住民主体による避難所運営を促進し」というような記載に修正しつつ、避難所運営は実質的に地域住民により行われて、職員はそのバックアップを行ったり、場合によっては区災害対策本部と掛け合うなど、その場面によって、柔軟な役割を職員は担うというようにした方が良いと思えます。

なお、これら文言の修正に当たっては、委員の方で一つひとつ意見を出す方法もありますが、事務局の方で責任をもって修正されないと、市担当職員への周知徹底もおありかと思えますので、事務局でもう一度検討をお願いしたいと思います。

次の2番目が、特に分かりやすい例として、資料1の4ページにある「【避難所レイアウト参考イメージ】」の部分ですが、まず基本的に居住スペースは自治会あるいはコミュニティ単位で固めておくことが大事なことだと思えます。しかし、中には繋がりのあるコミュニティがあまりなかったり、コミュニティに属している意識のない人たちもいますので、その方たちについて、居場所の確保をする配慮が必要だと思えます。

外国人の方に対しては、初期の段階では情報提供が大事だと思えます。スペースについては、居住スペースの中に外国人専用スペースを設けるのか、そのご意見が分かれたところですが、特別な配慮が必要であれば、要援護者スペースを想定するなどして、広く対応できるようにすればよろしいかと思えます。

避難所運営委員会の活動班の例のところ、総務という名称が重複している(一つの総務班の中でさらに小さい総務班に分かれている部分)は、そのとおりだと思えますので、分かりやすくするよう修正が必要だと思えます。

最後、3つ目ですが、避難所運営委員会への女性あるいは外国人やボランティアの参画について、委員長・副委員長又は幹事レベルまで参画させるかどうかという課題が出たと思えます。

そして、女性や外国人の参画について、これから議論するなかでどのよう

に書くかということは、議論した方が良いと思いますので、その観点からご意見・ご質問をお願いしたいと思います。

前回までのご議論ですと、女性をリーダーにしていくことについては、本部会の性格上、重要であるというご意見がある一方で、リーダーになりたくないという実態もあるようですので、どこまでどう書くべきかというご意見があったものですから、これらを踏まえた本部会の報告の方向性を本日決めたいと思います。

また、資料1の9ページの表の書き方について、例えば「委員長から幹事までの間には女性が複数名参画していること」というような記載をするということも、男女参画ということではそれで済むと思いますが、大事なことはしっかりと活動する人やさまざまな配慮ができる人が参画することだと思いますので、そこをうまく書く必要があります

【種池委員】 女性がリーダーだといいか、ということですが、私のところの運営委員会では女性班というのを設けました。

運営委員会の組織そのものは、各自治会長が集まって出来ていますので、自治会長の中に女性が何人か入っていれば問題はありません。しかしながら、現実的にはほとんど男性がやっており、その枠で活動班を設けてしまいますので、女性の参画はなかなかできません。

そのような背景から、私はこれでは駄目だということということで、活動が出来そうな女性に対し直接電話をして、「今度、運営委員会に女性班を新たに設けるので会議に来てほしい」とお願いして班を設けました。

【山下部会長】 簡単に言うと、自治会そもそもの問題ですね。

【種池委員】 はい。ですので、女性のリーダーを自分がやりたいと思っても、家族に「責任が重大だからやめた方が良い」と言われてしまい、出来ない方も中には存在します。

【浅野委員】 今、仰っていただいたような例を複数書いておくですとか、理想はこうだけれども、それが難しければ、こういう工夫の仕方もあります、という少し現実性を出していくやり方もあると思います。

【種池委員】 これまで、浅野委員のお話を伺ってきて、本当に女性が出て行かないといけないなと思っています。特に授乳の場所を設けるなどは、男性ではなかなか気が付きません。女性班はそういう役割を担っています。

【玉井委員】 自治会単位としますと、どうしても自治会長がリーダーにならざるをえないですし、リーダーにしないと機嫌が悪くなったりします。基本

的に1年交代で、また次の方をお願いしているのですが、自治会によっては、女性と男性が万遍なく入っているところや、色々なボランティアが入っているところもあると聞いています。

私は、男性の自治会長がリーダーになったとしても、一般的に避難所に関して精通しているわけではないですので、その背景をうまく利用すれば、女性が入れる可能性はあると思います。また、ボランティアの人も入っていただいて自治会長の顔を立てるやり方もあります。

資料1の9ページの委員名簿のところの「〇〇婦人会」の記載ですが、婦人とあると農業婦人会のような昔のイメージが強いので、「〇〇女性委員」という名称の方が良いかもしれません。

また、但し書きで「※委員構成や書式は適宜変更して作成してください。」と書いてありますので、実際はどうとでも変更は出来るのですが、読まない方のことも考える必要があります。

それから、もう一つですが、資料1の3ページにある市避難所担当職員の役割の記載である「避難所運営の取りまとめを行うとともに」の部分はなくとも意味は通じると思います。

【山下部会長】 手引きやマニュアルには、女性の意見を取り入れること、参画させること、また、なぜ女性を入れないといけないということが、分かるようにしないとけないと思います。

また、女性の自治会長がいるとすれば、女性の参画という問題は解決するのですが、さらに、避難所運営にしっかりと関わる方が参画できるよう、種池委員が仰ったように指名するようなことを本当はしていかないと、メンバーが揃わず、生きた避難所運営にはならないのではないかと、というような意見があったと思います。

【種池委員】 そうですね。当番が回ってきて嫌々女性の方が会長になって、それを男女共同参画としても、実行性はあまりありません。

私が直接お願いした方は、元々子供支援センターなど色々な支援を行ってきており経験が豊富な方です。結局、直接お願いした方が早くて確実だと思います。

【山下部会長】 まとめは部会長の役割かもしれませんが、本部会は「男女共同参画の視点を取り入れる部会」ですので、女性委員を中心にもう1回最後に意見を出していただければと思います。

議題2の方で事務局より説明があると思いますが、資料4の18ページに事務局でまとめている市内の避難所の数と避難所運営委員会の設置状況が記載されています。

平常時より町内自治会が組織されており、自治会活動が活発化していると

ころは避難所運営委員会の委員を決めるときも比較的決めやすいのではないかと思います。そういうところに対しては、手引きに書いてある地域での役職・あて職が逆に作用しないように、例えば女性や外国籍の方で地域支援をしているような方を入れるような書き方をします。その一方で、自治会活動が停滞しているところは、純粹に手引きに沿ってマニュアルを作ることになりますので、その際に女性の参画などについて、配慮させる必要性が分かるようにさせる。こうした書き方によりどこの避難所でも活用いただけるものにしていこうということです。

事務局の方も経験上、こうしたことは、重々承知されていると思いますので、手引きの使い方を共通認識したいと思います。

その際に、本部会の趣旨である女性を始めとする方々の参画をどのように資料1の9ページのところに反映させるかということと、記載例として「〇〇婦人会」は止めた方が良いのではというご意見がいくつかありました。

これらの部分について具体的な意見をお願いしますか。

【浅野委員】 まず、男女比の割合の目安を追加した方がよいと思います。

それと「女性や子ども・外国人・障害者などに対する支援活動を行っている方を入れるようにする」を追加する必要があります。

【山下部会長】 普段から活動している方々は、災害時もすごく活きるのかと思います。

【種池委員】 私が市にお願いしたいこととしては、運営委員会の委員長が活動を行いやすいような環境を整備していただきたいと思います。

市に相談したらすぐ対応していただけると、委員長も委員に対して、指示を出しやすくなります。

【山下部会長】 これから委員会を立ち上げるところで、本当に何も地盤がない地域は、この手引きどおりに行うと思います。

災害時、委員長や副委員長は様々なクレーム処理や対外対応、避難元の自宅地域の警備等にも追われると思いますので、さきほどから仰っていただいている直接お願いした方が一人でもいると、運営が違ってくると思います。

他にご意見はございますか。

【青島委員】 資料1の5ページや7ページに書かれている「災害時要配慮者（高齢者、障害者等）」のところに外国人も入れていただければと思います。

それから6ページの「避難生活期」の部分で「会議により解決ないし対応方針を決定し」とありますが、外国人から見ると分かりにくいので、もう少し分かりやすい言葉・表現をお願いしたいと思います。

それから一番下の「住み慣れた自宅での避難（在宅避難）ができるように日頃の備えを」の囲いの部分に「外国人の方は自分の国の言葉で情報を知るために、自分の国の大使館の電話番号を覚えておくようにする」と追加していただきたいと思います。

【山下部会長】 災害時要配慮者は全部一括して書くようにするというのですね。その他、ご意見はございますか、

【宍倉委員】 やはり他の自治体のマニュアルを見てみると、色々なところで工夫しているなと思います。

仙台市は、言葉での記載はあまりありませんが、男女の絵をあちこちに載せています。それから青森県の資料には、運営委員会の設置の記述のところに吹き出しを付けて「女性を3割以上参画させるようにしましょう」ということや「なぜ、女性を入れないといけないのか」というのが書かれています。

やはり、さりげなく発信をしつつ、今は仕方がないかもしれないけど、多様な人たちを入れていかないと運営がうまくいかないことが分かるようなことを手引きに記載する必要があります。更に、今までの避難所の運営が良くなかったということで、内閣府の取組指針が出ている訳ですので、機会があるごとに良くしていこうと、機運が高まるような工夫が出来るようにすることも必要です。

【山下部会長】 ありがとうございます。その他、ご意見はございますか。

【浅野委員】 どのようにして、地域の方を巻き込んでいき運営体制を作るかについては、おそらく皆さんすごく悩んでいるのではないかと思います。

体制づくりや訓練のポイントを手引きに書いていただいた方が親切だと思います。

体制のポイントとしては、先ほどから何度も出ているように、既存の町内自治会ベースのやり方だけでは、大規模災害はとてもし乗り越えられません。特に委員長など上の方はクレーム処理に追われてしまうので、実際に現場を動かす人たちをたくさん味方につけないと厳しいと思います。

更に言ってしまうと、避難所運営だけでなく、在宅避難者の支援、それこそ防犯として自警団を設けること、復興の街づくりの話など、あらゆることを行わないといけない訳で、実は避難所の運営ばかりに携わっていただけません。避難者が減ってくる段階で避難者だけで運営していくことも視野に入れた方が良いでしょう。

また、例えば民生委員など避難所運営に関わってもらいたい人の例をたくさん挙げておき、後は地域の実情に合わせて、どんどん工夫していただけるようなページを追加しても良いと思います。

訓練のポイントとしては、地域の発展段階別に応じて、この段階まできたらHUGをやると良い、この段階ぐらいの時には応急救護を行うなどを分かるようにすると良いと思います。

ポイントを設けることで、派遣された市の職員の方も、具体的にどういう形で住民の方たちの主体性を引き出せるのか、自分たちはどう役に立てるのか、というのが分かるようになるとと思います。

【山下部会長】 ありがとうございます。そろそろ次の議題に移りたいと思いますが、最後に深見委員は何かございますか。

【深味委員】 避難所運営委員会が設立している避難所は139か所ありますが、実際に説明に回っていると、それは数字だけであって、自分たちが何をするのか、理解しているのは139か所のうち、10%ぐらいだというのが印象です。ほとんどは、委員長など役割だけ決めて、後は特に何もしていません。そういう中で、避難所の開設・運営の訓練をしています。一つひとつ教えないと、分かっていただけなのが現状です。

今の時点では、言われていることをやるという意識の方が強く、修正した手引きを渡しても、おそらく読んでもらえないのではないかと考えています。

活動可能な10%の避難所にしても、市の手伝いなしで自分達だけで出来るようになるまで2年ぐらい経っています。

短時間で、避難所開設・運営の体制を作ることは非常に難しいことを、市には知っていただきたいと思います。

【山下部会長】 ここまで、ご意見をたくさんいただきましたので、事務局には時間のある限り修正をお願いしたいと思います。

ご意見をまとめますと、まず1つ目は要配慮者の定義に外国人を入れて統一させることだと思います。

次にこの手引きですが、開設初期の手引きとして位置付けることの方が活用しやすいのではないかと、ということであまり先の内容を書いても混乱を招いてしまいますので、開設初期の段階が円滑に進められるように手引きを作成したと書いて手引きの役割を絞ることが大事だと思います。

その次に、どういう人が運営に関わってくるかということ、ここまですっと議論してきましたが、落としどころとしては、資料1の14ページから17ページにある「〇〇〇学校避難所運営委員会規約（例）」の第7条に「災害時要配慮者への支援活動等を経験した人の参加（女性の割合に一定数配慮すること）」という文言を追加したらいいのではないかと、と部会長としては思っています。

【深味委員】 例えば、「副委員長に1人は女性を入れたい」とい

うような内容はどうですか。

【山下部会長】 そういうやり方もあると思います。

【深味委員】 説明の際には、「副委員長は2名いるので1人は女性にしてください」としているところです。

女性の方が強いですよ、というところから始めないといけませんね。

【種池委員】 やはり女性はいざというときの判断力があります。

【山下部会長】 今までのご議論の中で、事務局の方で何かご意見はありますか。

【危機管理監】 いただいたご意見につきましては、参考にさせていただき、再度修正をしていきたいと思えます。

【種池委員】 本当に地域が頑張らなくてはならない。これだけははっきりしており、いつも自分に言い聞かせています。

【山下部会長】 この手引きについて、細かく読むのは行政関係者や我々委員のような日頃から防災に接している人ぐらいだと思ひ、一般市民の方はそこまで読むことはないと思ひます。

そのため、一般市民の方に運営委員会に参加していただく際に先ほど浅野委員や宍倉委員が仰ったように、ポイントや吹き出しを用いてここが大事なところだと、示していく必要があります。

本部会は、千葉市で防災に関する初めての専門部会ですので、まずは避難所の開設・運営については、多様な人の参加が必要ということが分かれば良いと思ひます。

そして事務局には可能であれば、種池委員や深味委員の活動を、手引きとは別で結構ですので、A4サイズ1枚程度でまとめていただき、ホームページに公開していただきたいと思ひます。

それでは、次の議題に進めさせていただきます。

次の議題2の防災会議への報告書について、事務局から説明願ひます。

【危機管理課課長補佐】

それでは、議題2の防災会議への報告書について、事務局よりご説明させていただきます。

お手元にあります資料4「千葉市防災会議男女共同参画の視点を取り入れる部会検討報告書（案）」をご覧ください。

本部会の設置要綱では、部会の議事の経過及び結果について、防災会議へ報告することとなっております。この度第1回から第3回までにいただいたご意見を取りまとめ事務局にて報告書の案を作成いたしました。1枚めくっていただきまして、目次をご覧ください。本報告書は「部会設置の目的」、検討経過を掲載した「検討の概要」と、いただいたご意見を項目ごとにまとめた「検討のまとめ」、そして最後に「参考資料」という構成としています。

次のページ、1ページですが「はじめに」という形で、これまでの防災における男女共同参画に関する行政の取組みや、男女共同参画の視点を取り入れることに対する重要性を防災会議の委員に対し、認識してもらうために多少長文ですが前文として書かせていただきました。なお、この報告書は市民がホームページ等で見るようにする予定ですので、なるべく分かりやすい表現・言葉を用いました。

次の2ページですが、表題の1「1 検討の概要」ということで、「(1) 部会設置の目的」を記載しています。次の「(2) 報告書の構成」ですが、本部会でこれまで検討した内容やいただいた意見を「ア 地域防災計画の策定方針」、「イ 自主防災組織の育成（防災ライセンス制度）」、「ウ 避難所の開設・運営」、「エ 物資の備蓄・供給」の4つの項目に分けて、それに対する検討のまとめを5ページ以降に記載しています。

次の3ページですが、「(3) 検討経過」ということで、「ア 委員構成」、次の4ページが「イ 部会の開催状況」の2つに分けて記載しています。

次の5ページ以降ですが、表題の2「検討のまとめ」ということで、先ほどの2ページのところで少し触れましたが、4つの項目に対する本部会としてのまとめを記載しています。構成としましては、その項目に対して部会での意見を集約し、特に重要なポイントとなる概要を抜き出して、太字で下線を引くとともに部会での意見を個別に記載し、一部の項目については、それに対する補足説明をさせていただいております。

それでは、まず、5ページから7ページまでですが、1つ目の項目として、主に第1回の部会にてご議論いただきました「(1) 地域防災計画の策定方針」についてです。

いただいたご意見を集約したところ「ア 防災に係る政策・方針決定過程において、男女共同参画の視点を取り入れること」、6ページにある「イ 男女共同参画だけでなく、高齢者・障害者・外国人など多様な視点を取り入れること」、「ウ 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の必要性について、平常時から啓発を行うこと」、そして7ページにある「エ 分かりやすく具体的な言葉で表現することが必要」の4点を重要なポイントとして記載し、その下に部会での意見を記載しております。なお、地域防災計画の策定方針につきましては、先行的に見直しを行いまして、「男女共同参画だけでなく多様な視点を取り入れること」や「地域での防災活動の女性の参画の推進」について、新たに地域防災計画に記載を追加したところがございます。

続きまして8ページから11ページですが、2つ目の項目として、主に第2回から第3回の部会でご議論いただきました「(2) 自主防災組織の育成(防災ライセンス制度)」についてです。

いただいたご意見を集約したところ「ア 女性が地域防災の担い手として活躍できるよう、女性の参画を推進すること」、9ページの中段のところになりますが、「イ 「防災ライセンス制度」について、地域防災力の向上に繋がるものにする」との2点を重要なポイントとして記載し、それぞれその下に重要なポイントを細分化する形として、(ア)(イ)(ウ)という補足説明を加えて、更にその下に部会での意見を記載しております。なお、先ほどの「(1) 地域防災計画の策定方針」と同様、防災ライセンス制度についても、先行的に一定の見直しを行っており、開催日程やカリキュラムの変更をしているところです。

続きまして12ページから15ページですが、3つ目の項目として、主に第2回から本日第4回の部会までご議論いただいている「(3) 避難所の開設・運営」についてです。お手元にある内容につきましては、第1回から前回第3回までにいただいたご意見を取りまとめたものとなっております。先ほどご議論いただきました内容につきましては、改めて報告書の方に反映させていただきます。

第1回から第3回までにいただいたご意見を集約したところ「ア 避難所の開設・運営について、男女共同参画の視点を取り入れられるよう、当初から女性を参画させること」、13ページにある「イ 避難所の開設・運営について、男女共同参画の視点だけでなく、子供・外国人・要配慮者など多様な視点を取り入れること」、14ページにある「ウ 避難所の開設・運営の手引きについて、男女共同参画の視点を取り入れるとともに、市民にとって分かりやすい内容に修正すること」の3点を重要なポイントとして記載しまして、それぞれの下に先ほどの「(2) 自主防災組織の育成(防災ライセンス制度)」と同様に、その下に重要なポイントを細分化する形として、(ア)(イ)(ウ)という補足説明を加えて、更にその下に部会での意見を記載しております。

続きまして16ページですが、4つ目の項目として、主に第3回の部会でご議論いただきました「(4) 物資の備蓄・供給」についてです。

いただいたご意見を集約したところ「ア 水、乳幼児用品(特にアレルギー対応の粉ミルク、ベビーフード)について、あらかじめ一定度を備蓄すること」、「イ 行政が行う公助としての備蓄も必要ではあるが、その前の自助が重要であるため、市民に対して備蓄に関する啓発を行うこと」の2点を重要なポイントとして記載し、その下に部会での意見を記載しております。

続きまして17ページですが、表題の3「参考資料」ということで、本部会の検討にあたり使用しました国・県・市の文献、資料を一覧で記載しました「(1) 検討使用資料一覧」になります。

続きまして最後18ページですが、報告書に関連する資料として「(2) 避難所・避難所運営委員会の状況」を記載しております。

委員の皆様にご議論いただきたい点といたしましては、報告書の構成の他、重要なポイントの表現について、ご議論をお願いしたいと考えています。

説明については以上となります。

【山下部会長】 ありがとうございます。ただいま事務局より、防災会議への報告書について説明がありましたので、委員の皆さんからのご意見を伺いたいと思います。ご質問でもご意見でも結構です。

【浅野委員】 資料4の2ページの「(2) 報告書の構成」のところで、[検討項目]がア・イ・ウ・エ、とあるのですが、5ページ以降では(1)(2)(3)(4)、と記載が変わっていますので、統一した方が良いと思います。

次に6ページの「イ 男女共同参画だけでなく、高齢者・障害者・外国人など多様な視点を取り入れること」の〈部会での意見〉のところに「○被害者を出さないという根本的な気持ちがないとできない。」と記載がありますが、何に対する被害者というのが分かりにくいかなと思います。例えば、犯罪からの被害なのか、それとも犠牲者ですとか困難者など、もっと大変な状況におかれる人を出さないというようなニュアンスとすると要配慮者の方も含まれるかもしれません。文脈を確認していただいて、もう少し分かりやすくしていただいた方が良いと思います。

【山下部会長】 ここは確かにそうですね。

例えば被害者を被災者としても通じると思います。

【危機管理監】 文脈の前後を確認して意味が分かるよう訂正をさせていただきたいと思います。

【浅野委員】 おそらく、被災者の権利や人権のようなことも言っていると思います。

追加ですが、資料4の8ページにある防災ライセンスに関する〈部会での意見〉のところに、「○2名募集するのであれば、1名は女性にするなど、ある程度縛りが必要。」とありますが、ここも例えば地区で2名など、そういう意味だと思いますので、少し文言を加えた方が良いと思います。

更にその下にある「○普通に広報するだけでは女性の参加は増えないので、ルートや女性枠を設けることが必要。」とありますが、ここも普通に広報するだけだと地域の代表が出てしまい、その場合どうしても男性しか役員になっていないので、という意味だと思いますので、同じく少し文言を加えた方が良いと思います。

【山下部会長】 ありがとうございます。

ここで事務局に確認したいことがありまして、この報告書は来年1月開催予定の千葉市防災会議の場で報告をするというふうに聞いていますが、その後の取扱いはどうなりますか。

【危機管理監】 この報告書に基づいて、修正できるものは極力修正していきたいと考えています。

防災会議の場で報告をする際には、先ほど説明のありました地域防災計画の策定方針を修正したこと、防災ライセンス制度の枠組みの変更を行い運用していること、後、避難所の開設・運営の手引きについては修正中であることも併せて報告したいと考えております。

後ほど、説明をさせていただきますが、本部会については、昨年11月の第1回から本日第4回ということで開催して、本日報告書の案を提示させていただいたところです。報告書については、本日のご議論を踏まえて修正を行い完成となります。

本部会の今後についてですが、報告書の完成を以って、今年度は一旦、一区切りとさせていただきたいと考えております。

来年度以降ですが、これから年度末の修正を目指している避難所開設・運営の手引き、防災ライセンス制度の状況などについてご議論をいただき、より良いものにしていきたいと、現時点では考えております。

【山下部会長】 ありがとうございます。

今、事務局から説明がありましたとおり、とりあえず本日の部会で一区切りとなります。報告書については、今後の千葉市の防災関係施策を進める際の参考資料になると思いますので、ご意見がございましたらお願いします。

【危機管理監】 申し訳ありません。先ほどの説明で少し言葉が足らなかったのですが、報告書について本日いただいたご意見を踏まえて修正を行い、再度委員の皆様を確認していただくことを予定しています。

そのため、本日ご意見がなくても、その際にご意見をいただければ、可能な範囲で反映していきたいと考えております。

よろしく願いいたします。

【浅野委員】 今回はかなり重要な意見が出ていましたので、そのあたりも報告書に反映されるということによろしいですか。

【危機管理監】 本日いただいたご意見についても、反映していきます。

【山下部会長】 それでは、この報告書の取扱いですが、まず、事務局の方で本日のご意見を基に加筆修正作業を行います。その後、委員の皆様に対して、確認を行ったうえで最終的な報告書となり、来年1月の千葉市防災会議にて報告することとなりますが、最終的な内容については部会長一任ということで進めてよろしいでしょうか。

本部会は、本日で一区切りとなります。資料4の2ページの〔検討項目〕のところが4回に渡って、議論した内容になるのですが、せっかく色々な所属の方が委員となって集まっていますので、〔検討項目〕に関連したり、部会の感想というか、ご意見を一言ずついただいて、本日は終わりにしたいと思います。

それでは、種池委員からお願いできますか。

【種池委員】 まず、全然自分が勉強していないなと思いました。

活動をしていて現場と市との温度差は随分あるなと感じており、いつまで経っても平行線だと思っています。

市の職員の方には地域に戻ったら防災訓練などに参加するなどして、勉強していただきたいと思います。

今後は私の地区がせっかくモデル地区となっていますので、避難所の訓練も一番苦しい夜の時間帯の訓練をしたいと考えています。火を起こして、炊き出しを行い体育館で寝るといった実践的な訓練をしないといけないと思います。

【山下部会長】 ありがとうございます。深味委員お願いできますか。

【深味委員】 毎週のように千葉市の各区を回って、避難所開設・運営について説明しているところですが、やはり自治会の構成を見ますと高齢の男性が多いということで、男女共同参画の重要性を理解できる方がなかなかいらっしゃらないのが現状です。

そのような中でも、先日説明に行ったところでは、全委員のうち、半分が女性と活発に活動しているところもありますので、文章の周知よりも一つひとつ地道に説明していく以外はない、というのが私の感想です。

【山下部会長】 ありがとうございます。玉井委員お願いできますか。

【玉井委員】 私は、社会福祉協議会・日本赤十字社・民生委員と色々なことに関わらせていただいています。災害については発生してみないと分からないというのが、実は本当のところの感想です。

実際、発生したら、自分の勘というか本能で対応するしか仕方がないと思います。東日本大震災では、とある避難所で当初から色々動いたのだけど、

うまくいかずクレームが多く出てしまった。そのような中で、避難者から大学生を運営委員長に選んだら、運営がうまくいくようになったという事例を聞いております。

訓練はしないよりはした方が良いとは思いますが、対応を時系列で紐解いていくと、もっと色々な問題が出てくると思いますので、手引きは実際の現場でおそらくほとんど使わずに、地域でその都度話し合って進めていくしかないと思います。

以前、参加した会議で議長さんが、自助と共助の間に近くで助けるという「近助」という言葉を仰っていました。近助は向こう三軒両隣で助け合い、共助はそれより広い範囲で助け合う、ということだそうです。

自治会に入っている、入っていないは関係なく、どなたでも一緒に助け合うということをモットーにして活動をしています。

本当に私1人でできることは限られてきますので、他の人のお力をお借りして、たくさんの人に知識を分けて、何かの時に対応できるようにする、という方法を取っていけないかということを考えています。

【山下部会長】 ありがとうございます。では専門委員の方にもお願いしたいのですが、青島委員お願いできますか。

【青島委員】 私は外国籍出身の女性として、この部会に参加させていただきました。最初は色々不安がありましたが、この部会の回数を重ねるうちに徐々に話せるようになり、大変勉強にもなりました。

今後も、自分の経験や知識を基に活動をしていきたいと思います。ありがとうございました。

【山下部会長】 ありがとうございます。では浅野委員お願いできますか。

【浅野委員】 避難所の開設・運営マニュアルはやはり大事だと思うのですが、いわゆるマニュアル人間になってしまうと、本末転倒となり結局運営がうまくいかなくなってしまいます。

マニュアルは、多分ある程度の目安であり、後は、臨機応変に対応できるか、また、マニュアルは書きだすと際限がなくなってしまい、結局読まれなくなってしまいますので、そのところをどう乗り越えていくかということが大事だと思います。

活用していただけるマニュアルにしていきたいですので、例えばQ&Aのページを作ることも良いのかなと思います。

「何で自治会がベースなのか」、「どうして男女共同参画」というようなページを作るだけで結構違ってくると思います。

最後ですが、どうしてもマニュアルを作って訓練を行うと、班に分かれて

しまい、自分の班の活動しか分からないというような訓練になってしまいがちです。しかし、自治会長を含めて、災害時には避難所へ駆けつけられないかもしれませんので、皆がある程度他の班のことも分かっていると、それぞれの活動の想像がついて、より効果がある活動が出来るのではないかと思います。

そういう意味としては、これは次のステップの課題ですし、防災ライセンス制度にも繋がってくると思うのですが、マニュアルは大事にしつつも、縦割りにならず全体の想像力を高められるのか、ですがこれは膨大な時間を使わなくても講座や学習のやり方で、かなり高められると思いますので、是非意欲的に行っていただきたいと思います。千葉市から地域の防災訓練や避難所のマニュアルの在り方を大きく発信できるようになると良いなと思いました。

【山下部会長】 ありがとうございます。では宍倉委員お願いできますか。

【宍倉委員】 まずはお世話になりました。

事務局の方には色々と言いたいことを言ってしまい、お手数をかけてしまったと思います。

私は人やそれぞれを取巻く社会の意識の中に男女共同参画という概念が必要だよということを言わないといけない部署に所属していますが、男女共同参画というのは、防災もそうですが、色々な事業に関わってきており、多岐に渡っています。

そのような中、当市の男女共同参画センターにて、6月22日、29日に防災に関する図上訓練ができる講座を行い、地区連協の会長さんや複数の自主防災組織の方にも足を運んでいただいたところです。

今後とも、そのような地域へ持って帰っていただけるようなものを危機管理・防災部門と一緒に事業としてやっていきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。4回に渡りありがとうございました。

【山下部会長】 ありがとうございます。これまで、本部会を4回開催したところですが、男女共同参画という視点を取り入れることを通して、町内自治会という機能を活かしながら地域コミュニティの中で人々がどうやって助け合っていくことや、避難所の運営をする際にどういう配慮を千葉市として行うのかなどのご意見をたくさんいただいたと思います。

いつ災害が発生するか分からない状況で話し合いをしても意見はまとまらないというのも事実だと思いますが、災害の問題は福祉の問題よりも、より共通の話題として住民の間では話しやすいということもあるようですので、自治会活動の場などで、災害時の避難所はどうやって開設・運営していくのかなど、身近に考えていく時代となりました。こうしたことを行政任せ

でやっていく時代ではなく、行政と住民が一緒になって地域のことを考えていく時代となったかと思えます。

委員の皆様は私以上に地域の活動に心を砕いている方々であり、行政以上の役割を別の意味で発揮されていると思えますので、行政と市民の協働というのも、災害以外にもこれからますます進められていくでしょうから、本議論がそうしたことの積み上げのひとつとなれば良いと思えます。

他にご意見がないようでしたら進行を事務局に返したいと思えますが、何かございますか。それでは、進行を事務局にお返しいたします。

【危機管理課課長補佐】 それでは事務局の方から、今後の予定について説明させていただきます。

まず、本日の議事録についてですが、出席委員の皆様を確認していただいた後、9月下旬頃に公表をさせていただきたいと思えます。

次に報告書についてですが、先ほど部会長からありましたとおり、本日いただいたご意見を基に事務局で修正を行いまして、10月上旬以降に委員の皆様を確認していただいた後に11月中に報告書として完成させたいと考えております。

そして完成した報告書を、来年1月下旬頃開催予定の防災会議にて検討結果として、ご報告をお願いしたいと考えております。

最後に本部会の今後についてですが、目的の一つでもある報告書については完了することとなりますが、これまで4回に渡り数々の貴重なご意見をいただいているところでもありますので、第5回以降も引き続き定期的に開催したいと考えております。時期や内容については、まだ検討段階ですが、来年度以降、年1回程度ずつ定期的に開催して、この報告書の反映状況や防災ライセンス講座の実施状況などについて、また改めて委員の皆様からご意見をいただきたいと思いますと考えております。

詳細につきましては、改めてご連絡いたしますが、今後とも引き続きご意見ご指導を下さるようよろしくお願い申し上げます。

【危機管理監】 以上を持ちまして、第4回男女共同参画の視点を取り入れる部会を終了させていただきます。昨年11月の第1回部会から本日まで第4回ということで、本当にお忙しい中、委員の皆様にはご出席いただきまして誠にありがとうございます。

委員の皆様には各立場から直接ご意見を色々いただきました。このご意見を今後の千葉市の防災対策に活かしていければと考えておりますので、引き続きご支援ご協力をお願いしたいと思います。本当に長い間ありがとうございました。お疲れさまでした。